

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社および当社グループは、内部統制体制の構築・強化およびその実効的な運用を通じて、経営の健全性、透明性、効率性、迅速性を高め、企業の社会的責任を果たすことで、株主の皆様、お客様、お取引先、従業員、地域社会、その他すべてのステークホルダーとの共存・共栄を目指し、信頼される企業として企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に努めることを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 3株主総会関連の日程に関する事項】

当社は、株主総会が株主との対話を行うための重要な機会と捉え、議案を十分に理解しご審議いただけるよう、招集通知の早期発送に努めております。本定時株主総会の開催日につきましては、適正な財務報告書の作成業務との兼ね合い等で、集中日の開催となりました。今後は、業務効率の改善を図り、また会計監査人との細やかな連携を図りながら、可能な限り集中日を除いた日程での株主総会開催を目指してまいります。

【補充原則1 - 2 - 4株主総会における権利行使】

当社は、現在海外投資家比率が20%を下回っているため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりませんが、海外投資家比率の上昇や、比率にかかわらず株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も勘案して、議決権の電子行使や招集通知の英訳について検討を進めてまいります。

【原則1 - 3資本政策の基本的な方針】

当社は、数値の公表はしておりませんが、継続的かつ安定的な配当を実施するために充実した自己資本および健全な財務基盤を確保することを資本政策の基本的な方針としております。

【補充原則4 - 1 - 2取締役会の役割・責務(1)】

当社は、持続的成長と中長期的な株主価値の向上に努め、経営戦略、経営計画、資本政策について中期経営計画として策定検討を進めております。また、中期経営計画については、株主に対するコミットメントの一つであることを認識し、公表することを検討してまいります。

【補充原則4 - 1 - 3取締役会の役割・責務(1)】

当社は、当社の経営理念や行動指針を踏まえ、経営戦略を確実に遂行できる人材を役員に抜擢しております。常に後継者について候補者を選定検討しておりますが、プロセスの透明性及び公表については、今後の検討課題としてまいります。

【補充原則4 - 2 - 1取締役会の役割・責務(2)】

取締役(監査等委員を除く)の報酬には、業績連動報酬・株式報酬による報酬制度は現在実施しておりませんが、当社取締役の任期が1年であることを踏まえ、任期満了後も任期を継続する際には、前年の業績・評価を勘案し報酬委員会にて報酬額の見直しを行った上、決定しております。また、報酬委員会では、業績に応じて賞与の支給の有無、その金額を定めており、株式報酬ではないものの、インセンティブを踏まえた経営陣の報酬を設定しております。

【原則5 - 2経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、持続的成長と中長期的な株主価値の向上に努め、経営戦略、経営計画、資本政策についてそれぞれ策定検討を進めております。これらの詳細は、中期経営計画を策定し、その中で明らかにする予定です。中期経営計画は、見通しが立った時点で公表することも検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との関係維持・強化のため、また当該会社株式を保有することが当社グループの企業価値向上、および中長期的な発展に資するかどうかを個別に精査し、当該会社株式を保有し、保有する上での中長期的な経済合理性など保有効果等について検証し、取締役会において報告を行っております。また、議決権の行使につきましては、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に議決権を行使しております。

【原則1 - 7関連当事者間の取引】

関連当事者との取引につきましては、役員が取締役を兼任している会社等との取引など、利益相反のおそれのある取引を行う場合には、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益を害することが無いよう、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、承認を得て、取引後は遅滞なく当該取引についての重要な事実を取締役会に報告しております。

【原則3 - 1情報開示の充実】

当社は経営理念・経営の基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念は、「常に革新し、挑戦を続け、社会に貢献する」です。なお、当社ホームページ、行動規範にも掲載しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、当社ホームページに掲載しております。

<http://www.mutoh-hd.co.jp/ir/mng/governance.html>

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役及び監査等委員の報酬等については、株主総会の決議による取締役及び監査等委員それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は報酬委員会で決定します。また、監査等委員の報酬は監査等委員の協議により決定し、中立の立場から監査・監督機能を担う役割に鑑み、賞与の支給はありません。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役(監査等委員を含む。)候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社グループの置かれる環境を理解し、グローバル規模での競争を念頭に置いて、高い視点・広い視野から事業の方向性や戦略を打ち出し実行することのできる人材を経営幹部に選任する方針としております。

具体的には、業界知識・人脈を有し、業界に関連する他社の経営者・プロジェクトリーダーを務めた経験、海外勤務の経験等を総合的に勘案し、経営会議等での十分な評価および事前の審議を経て、取締役会における最終的な選任を行います。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、社外取締役候補者の選任理由について、法令に則り株主総会参考書類にて開示しております。また、社外取締役以外の取締役候補者の選任については、略歴を記載し、当社の求める経験を有しているため、選任候補者としております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、法令に規定する事項およびあらかじめ取締役会で定めた取締役会規程に規定する事項を決議し、その他の業務執行(その主なものは取締役会規程に定める報告事項)については取締役会で定めた管掌業務に基づき各取締役にその決定を委任しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、経営の監督機能の強化とともに、一般株主の目線から監督を担うことが出来る独立社外取締役を2名選任しております。

独立社外取締役の役割として、取締役会の中で、経営陣からの提案・重要課題の検討状況報告に対して、一般株主の視点に立ち発言することに加え、豊富な経験・知見に基づいて経営に対する助言を行い、経営戦略の高度化及び経営の効率性の向上に貢献しております。経営陣や特定のステークホルダー(大株主・取引先・関係会社等)から独立した一般株主の視点に立ち、特に株主と経営陣との間で利益相反が生じるケースでは、一般株主の保護並びに株主共同の利益の確保のために経営の監督を担っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しており、この方法が最も適切であると考えております。

今後、株主をはじめとしたステークホルダーとの対話を通じて、必要に応じ当社独自の独立性判断基準を策定することも検討してまいります。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成し、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数を定款に定めております。

現在、取締役10名の内7名がそれぞれ得意分野に特化して業務を執行し、もう3名は弁護士等の社外取締役を含む監査等委員であります。

取締役の選任に当たっては、性別・年齢・人種などを問うことはせず、事業に係る意思決定を行うにあたり必要とされる能力・知識・経験を持った人物であることを前提に、人格・見識等の資質を見極め総合的に判断し決定することとしております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現時点上場会社の役員を兼任する取締役は2名ありますが、いずれも取締役の役割・責務を果たすために合理的な範囲内であると判断しております。

当社は、取締役の兼任状況について取締役会にて報告し、株主総会招集通知・有価証券報告書等に記載しております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、2018年3月期には、書面決議を含め取締役会を17回開催しており、その9割以上に全取締役が出席しております。

前年度同様、取締役会でCEOを除く取締役を議長にすることで、取締役会の活性化を図ってまいります。

取締役会の実効性については、第三者機関に委託して各役員へアンケートを実施し、その分析結果を当事業年度の取締役会運営に反映してまいります。また、その結果を事業報告・株主総会招集ご通知等で公表してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、役員の法改正、各規制に関する知識の習得やその役割・責務等の基本的知見に関して、必要に応じて随時役員講習会を実施して理解の促進に努めております。また、各役員が任意に外部研修等を受講することができるようにしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR/SR担当部署を設置し、投資家との面談の実施やメールによる株主・投資家からの問い合わせにに対応するなどの様々な機会を通じて株主等との建設的な対話の機会を持つように努めております。

当社は、面談等による対話を通じて、当社経営方針・企業の成長戦略にかかる取組みについて理解を得よう努めるとともに、株主等の声に耳を傾け、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでおります。

当社では、毎年3月と9月の基準日を対象に実質株主判明調査を実施し、取締役会の報告事項としており、株主構造の把握をしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
TCSホールディングス株式会社	1,794,272	39.43
三井住友信託銀行株式会社	210,700	4.63
武藤 栄次	158,058	3.47
株式会社みずほ銀行	107,139	2.35
堀 啓一	59,100	1.30
日本トラスティ・サービス株式会社(信託口5)	51,500	1.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	44,200	0.97
日本トラスティ・サービス株式会社(信託口)	43,900	0.96
日本トラスティ・サービス株式会社(信託口1)	40,200	0.88
武藤 郁子	38,860	0.85

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田 一寛	他の会社の出身者								○			
飛田 博	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 一寛	○	○	山田一寛氏は、当社の持分法適用関連会社である株式会社セコニックホールディングスの社員であります。当社と同社の間には、建物の賃貸借に係る取引関係があります。	山田一寛氏は、他の会社の監査役を歴任してきた実績と経理業務に関する幅広い経験を有しており、客観的で専門的な視野から、当社の企業活動に助言をいただくことが期待でき、同氏と当社との間に特別な利害関係もないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断して、独立役員として指定しております。

飛田 博	○	○	飛田博氏は、2010年まで当社の顧問弁護士事務所である西村あさひ法律事務所の弁護士でありました。当社は、西村あさひ法律事務所との間に顧問契約を締結しております。	飛田博氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関わったことはありませんが、弁護士として培われた専門的な知識・豊かな経験に基づき、客観的かつ高度な視野から当社の企業活動に助言・監査をしていただけるものと考えております。 同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないものと判断して、独立役員として指定しております。
------	---	---	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

現状、監査等委員会を補助すべき取締役および使用人は置いておりませんが、内部監査部門・監査等委員と取締役は、適宜情報交換を行なうなど連携が図られており、内部監査部門が行った監査内容は、適宜取締役会、監査等委員会へ報告を行っております。また、監査等委員である社外取締役と会社との連絡・調整については、経営管理部が担当し、迅速に対応できる体制をとっております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1) 監査等委員と会計監査人の連携状況

監査等委員は、会計監査人と相当数の会合を持ち、監査方針や監査計画についての説明や、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための説明等を聞くとともに、監査等委員からも重点監査項目について、要望を伝えるなど、積極的に意見・情報交換を行い、適正で厳格な会計監査が実施できるよう努めております。
また、監査等委員は、会計監査人の監査の方法及び結果に関する報告を受けるなど、会計監査人の監査の実施状況の把握に努め、会計監査人監査の相当性の判断を行っております。

(2) 監査等委員と内部監査部門の連携状況

当社は、監査等委員会設置会社ですが、子会社である国内グループ各社は、全て監査役設置会社であります。当社の一部の監査等委員は当社グループ中核会社の監査役を兼務するなど、各々監査主体としての独立性を維持しつつも、他の国内グループ各社の監査役や内部監査部門とも、相互に連係・協力し、監査の効率性、実効性を高め、監査の質的向上に努めております。
また、監査等委員は、定期的・必要に応じて適宜に開催する監査等委員会において情報の共有化を図るとともに、監査等委員会として取締役会等で社外取締役の見地からの意見も含めて述べるなど、当社グループの経営の健全性の維持に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	1	3	0	0	0	社内取締役

補足説明

株主総会の決議による取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額の範囲で、その支給額、支払額等を取締役会の決議に委任しており、取締役会は、当該事項を報酬委員会に一任する決議をしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員を除く)の報酬には、業績連動報酬・株式報酬による報酬制度は現在実施しておりませんが、当社取締役の任期が1年であることを踏まえ、任期満了後も任期を継続する際には、前年の業績・評価を勘案し報酬委員会にて報酬額の見直しを行った上、決定しております。また、報酬委員会では、業績に応じて賞与の支給の有無、その金額を定めており、株式報酬ではないものの、インセンティブを踏まえた経営陣の報酬を設定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2018年3月期における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は58百万円であります。なお、2015年6月26日の定時株主総会で監査等委員設置会社へ移行し、取締役(監査等委員を除く。)の報酬額は、年額2億16百万円以内、監査等委員の報酬額は、年額36百万円以内と決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会において会社の業績・経営内容・経済情勢および各管掌業務の遂行結果等を考慮しながら報酬委員会にその具体的金額の決定を委任しております。
報酬委員会は、当社取締役の任期が1年であることを鑑み、任期を継続する際には、前年の業績・評価を勘案し報酬額の見直し等を行ない、決定する方針としております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の職務を補助すべき専任の社員は置いておりませんが、取締役会その他重要な会議に出席する場合の連絡は、経営管理部が事前に資料を作成、整理し送付を行っており、必要に応じて事前または事後の説明・報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社および当社グループは、グループ全体の効率化の追求、健全性・透明性を確保し、内部統制システム・コンプライアンス体制等の改善を行うことを目的として、2007年4月1日より持株会社体制へ移行致しました。

持株会社体制のもと、当社グループは、グループ経営資源の最適化及び効率的活用を図り、かつ、経営体制の強化による意思決定・監督機能と事業の執行機能を明確に分離し、経営のスピード化と透明性の向上に向けて、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図っております。なお、「意思決定、業務執行および監督の状況」および「監査等委員の監査および内部監査、会計監査の状況」については以下の通りです。

1. 意思決定、業務執行および監督の状況

当社は、グループ経営の迅速な意思決定ならびに経営戦略を効率的かつ機動的に展開するため、持株会社体制によるグループ経営の健全性、透明性を目指した情報の開示ならびに経営監視体制の強化を行っております。

また、法的リスクについては弁護士と顧問契約を締結しており、重要な法務課題や契約締結については随時助言を求めて、的確な対応に努め

ております。

経営の意思決定につきましては、取締役計10名で構成する取締役会(原則月一回および必要に応じて随時開催)に加え、経営会議にて行っております。経営会議は、取締役のほかテーマに関連するグループ企業責任者並びに役職者等によって必要に応じ適時開催しております。また当社では、経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役(監査等委員を除く)の任期を1年、監査等委員の任期を2年としております。

監査等委員につきましては、法務・財務・会計・経営等に関する知見を有することや独立性が高いこと等を総合的に判断して選任し、3名のうち、2名を非常勤の社外取締役としております。

2. 監査等委員の監査および内部監査、会計監査の状況

監査等委員の監査は、社内取締役1名と社外取締役2名による監査制度を採用しており、監査等委員は取締役会および経営会議、その他の重要な会議に出席し、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を行い、中立的な立場から経営の監督機能を充実させており、業務執行取締役の職務執行を十分に監視できる体制としております。

また、内部監査部門は、監査等委員と連携して各拠点、グループ企業を含めた業務・制度監査の充実に努めております。

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結しており、通常の会計監査に加え重要な会計事項について随時助言を求め法令順守に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から、経営の監督機能強化と透明性の充実に目的として2015年6月26日の株主総会決議をもって、監査等委員会設置会社へ移行しました。

当社の取締役会は、各業界・専門知識を有する取締役の十分な議論に基づき、実効的な経営の意思決定を迅速に行っております。また、必要に応じて経営会議を適時開催することによって、きめ細かく業務執行を図るべく、経営機能の強化と実効性確保に努めております。

監査等委員会につきましては、社内取締役1名と社外取締役2名で構成されており、取締役会および経営会議、その他の重要な会議に出席しており、中立的な立場から取締役の業務執行や会社運営の監視を行っております。

監査等委員は、経営意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を行っており、客観的な視点を経営判断に関与させております。

会社の指揮命令系統から独立した観点から、取締役会の監督機能を充実させており、適正な会社運営を保持する役割を担っております。

以上により、当社のガバナンス体制は、客観性、中立性を備えた経営の監視体制が十分に機能しているものと考えており、現行のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が総会議案を十分に検討する期間を確保できるよう、2017年3月期の株主総会招集ご通知においては、法定期限の2日前に発送いたしました。 また、日本取引所グループおよび当社ホームページにて、招集通知の発送前開示を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主が株主総会における議案を十分に理解いただけるよう、招集通知の早期発送に努めましたが、本定時株主総会の開催日につきましては、適正な財務報告書の作成業務との兼ね合い等で、集中日の開催となりました。今後は、業務効率の改善を図り、また会計監査人との細やかな連携を図りながら、可能な限り集中日を除いた日程での株主総会開催を目指してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を議決権行使が可能な株主としておりますため、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合には、これを認めておりません。しかし、信託銀行等の株式保有者が議決権行使ができない特段の事情がある場合は、判例・法令に従い機関投資家等を代理人とすることを認めております。
その他	2006年6月開催の定時株主総会より、当社の概要や決算内容を映像を用いて説明し、また、2012年6月開催の定時株主総会より開催場所を本社建物ホールに変更し、本社ショールームにて製品展示や説明を行うなど、出席株主の皆様にも理解していただきやすい総会運営を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主・取引先をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報については、任意に適時開示を行ないます。その他、より当社への理解を深めていただくため当社ウェブサイトを通じて事業・決算関係に関する情報を積極的に開示しております。 当社は、ディスクロージャーポリシーを制定し、ホームページに開示しております。 http://www.mutoh-hd.co.jp/ir/mng/disclosure.html	
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設置しており、基本情報、会社概要、経営計画、決算短信や事業報告書、決算説明資料等の決算情報を掲載し、併せて、TNetでの開示情報や株式事務等、株主や投資家の利便性を考慮したIR情報の充実に努めております。 http://www.mutoh-hd.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部で、IRに関する株主や投資家からのご質問やご相談に応じております。	
その他	当社は、ホームページ、会社案内、決算短信サマリー、事業報告書・中間報告書について英訳し、海外投資家等への情報提供を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「国内外の法令、社会倫理を遵守し、良識ある企業活動を心がけ、グループ事業の価値の向上とMUTOHブランドの恒久的維持・拡大、更には社会の健全な発展に努める。」を経営理念に掲げ、『MUTOHグループ行動規範』を策定しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社ホームページや新聞・TV等のメディア広告、展示会等を通して、IR活動および各事業の施策等の情報開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役および使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令・定款および「取締役会規程」その他の社内規程等に従い重要事項を決定するものとし、取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 監査等委員は、監査等委員会が定めた監査方針、監査等委員会規程その他の方針に基づき、取締役会の議決権行使、取締役の業務執行状況の監査および必要な調査を行う。
- (3) 取締役社長は、当社および子会社（以下「MUTOHグループ」という）が共有すべきルールや考え方の基礎となる「MUTOHグループ行動規範」を策定し、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
- (4) 取締役社長は、MUTOHグループ役職員の重大な法令・定款・その他社内規程等の違反に関する調査・予防・是正・再発防止等必要な対策を講じるため、コンプライアンス委員会を設置しその活動を推進する。
- (5) 第三者機関を情報提供先とする内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の利用を促進し、MUTOHグループ全体の法令・定款・その他規程等の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、その他事業運営上の重要事項に関する決裁書類などの取締役の職務の執行に必要な文書は、取締役全員が常時閲覧することができるよう、検索可能性の高い方法で保存・管理する。
- (2) 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類その他関連資料については、法令および文書管理規程に基づき、適切に作成・保存・管理する。
- (3) 取り扱う情報が企業秘密に該当する場合は、「機密情報管理規程」に基づき、機密性の程度に応じて適切に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営に関して生じる様々なリスクに対処するため、「リスク管理基本規程」を策定し、MUTOHグループが一貫した方針の下、効果的かつ総合的に実施する。
- (2) リスクは、その危険の程度に応じた適切な対応責任者を直ちに決定し、対策を講じる。そのリスクが経営に重大な影響を及ぼす可能性がある場合は、取締役社長直轄の対策本部を設置して対策を講じる。
- (3) 取締役および使用人は、担当職務に関するリスクの把握・洗い出しに努め、優先的に対応すべきリスク選定をした上で、適切な対策を講じる。
- (4) コンプライアンス委員会は、リスク管理基本規程、対策マニュアル等の整備に努め、MUTOHグループの周知・啓発を継続して実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定款に基づき、取締役会で重要な職務執行の権限を取締役に委任するときは、その委任者と権限の範囲を定め、迅速な経営執行を行う。
- (2) 取締役は、法令・定款・社内規程等に定める取締役会決議事項を除き、経営会議その他必要な構成員との検討を経てその職務を遂行する。
- (3) 取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行の効率性を確保するために、合理的な職務分掌、権限規程等を整備する。

5. MUTOHグループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) MUTOHグループ全体の事業シナジー効果を生み出すため、グループ横断的な情報交換・人事交流を積極的に推進し、連携強化に努める。
- (2) MUTOHグループにおける経営の健全性・業務の適正の確保のため必要な場合、子会社の事業運営に関する重要な決定について、当社の承認を必要とするほか、特に重要なものは当社の取締役会・経営会議の審議を行う。

6. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の実施する施策・巨額の物資購入等の実行には、稟議により各子会社ごとの決裁を行うと同時に、当社取締役に對する事前報告を行い、必要がある場合は当社の取締役会・経営会議等で承認した上で実行する。

7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 子会社は、当社の定める「リスク管理基本規程」に準じてリスクの洗い出し・管理を行い、子会社特有のリスクが有る場合は、当社取締役社長またはコンプライアンス委員会に報告する。
- (2) 当社の主管部門は、子会社がその業務の適正または効率的な執行を阻害するリスクの洗い出し・ルール策定の指導および支援を行う。

8. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、MUTOHグループ全体の中期経営計画を策定し、子会社の経営目標を明確にする。
- (2) 当社は、子会社の事業計画等の重要事項について事前協議を要するものとし、必要に応じて当社取締役が子会社の取締役会に出席し意見を述べた上で決議することにより、MUTOHグループの統制を図りつつ子会社の職務執行の効率性を確保する。

9. 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の取締役等に対し「MUTOHグループ行動規範」を遵守するよう継続的に周知・啓発を行う。
- (2) 子会社の施策・事業遂行において、検討段階で当社取締役が積極的に意見を述べることで、子会社の取締役等の業務の適正を確保する。
- (3) 「コンプライアンス・ホットライン」の利用対象に子会社を含むことにより、子会社の取締役等の法令・定款・その他規程等の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

10. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する体制ならびに当該使用人等の取締役からの独立性および当該使用人等に対する指示の実効性の確保に関する体制

- (1) 監査等委員会が補助使用人の設置を求めたときは、補助使用人の人数および地位について監査等委員会の意見を尊重し、十分協議した上で、補助使用人または補助機関等を設置する。
- (2) 補助使用人を設置したときは、補助使用人に対する指揮命令、報酬および人事異動について、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
- (3) 補助使用人は、監査等委員会より職務に関する指示を受けた場合は、当該指示された業務を他の業務に優先して遂行するとともに、監査等委員である取締役以外の取締役の指示・命令を受けない。

11. MUTOHグループの取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制

- (1) MUTOHグループの取締役および使用人は、監査等委員会に対して、法令または定款に違反する事項に加え、MUTOHグループに重大な影

響を及ぼす事項ならびに内部監査の実施状況その他の事項を報告する。

(2) MUTOHグループの取締役および使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかにこれを報告する。

(3) 当社は、監査等委員会から子会社の取締役等に対し、その職務の執行状況その他に関する報告の求めがあったときは、子会社の取締役等に報告を行うよう指導する。

12. 監査等委員会へ報告をした者が、報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、MUTOHグループの取締役および使用人が、監査等委員会に対し職務の執行状況その他に関する報告を行ったこと、「コンプライアンス・ホットライン」を利用したこと、その他監査等委員会の求めに応じて報告したことを理由として、一切不利な取り扱いを行わない。

13. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 各監査等委員は、その職務のために必要な場合は、社内外において開催される会議に参加することができる。

(2) 重要な決裁書類等は、監査等委員の閲覧に供する。

(3) 監査等委員会の監査および監査等委員の職務の執行のために合理的な費用の支払を求めたときは、これに応じる。

14. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 財務報告の適正性および信頼性を確保するため、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効性と適切な提出を行うため内部統制システムの構築および改善に努める。

(2) 内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、内部統制の年間スケジュール・必要項目の洗い出し・関連帳票類の収集を行い、統制状況の業務プロセス等の継続的な記録および把握を通じて、内部統制システムの評価・改善を行う。

(3) MUTOHグループの評価・改善結果は、定期的に取締役会に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、その関係を断絶するため、会社を挙げて毅然とした姿勢で対応する。

(2) 反社会的勢力との関係断絶に係る主管部門を定め、基本方針・規程を定め、その徹底を図る。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

[適時開示に係る社内体制]

当社は、関連法令に基づき、財務報告において求められる内部統制システムの強化を経営の重要課題の一つと捉えており、当社の取締役、上級管理職社員は、国内外主要グループ会社の取締役、監査役を兼務する等により、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めております。

1. 適時開示に係る社内体制

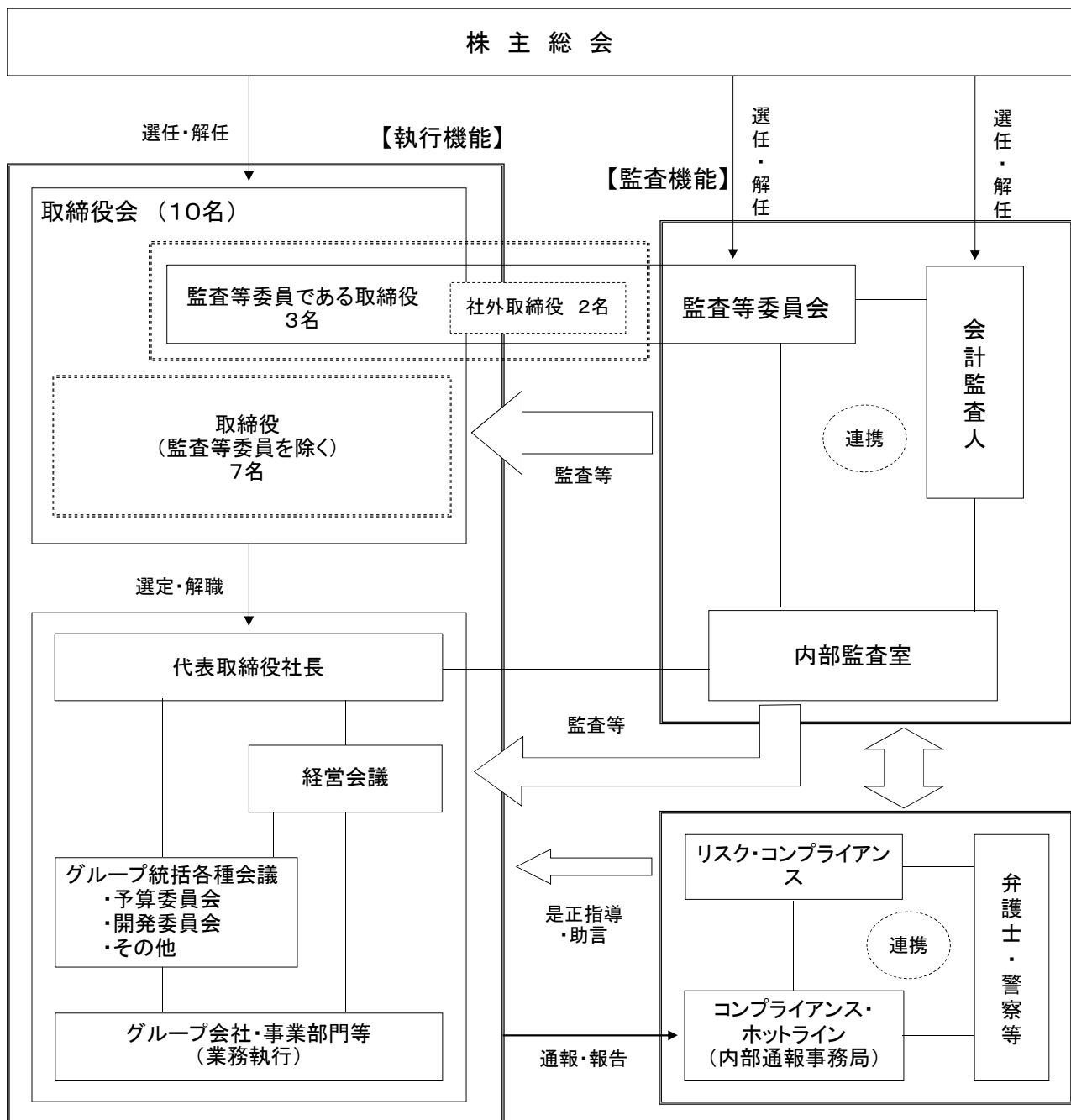
当社および当社グループに関する重要な決定事実、発生事実、および決算に関する情報は、本社経営管理部に報告・集約される体制となっております。

適時開示事項については、情報取扱責任者の監督のもと、法令および開示規則に基づき、当該情報の分析・検討後、社内手続を経て適時開示を行なっています。

2. 情報開示に係る社内規定・手続

当社および当社グループに関する重要な決定事実、発生事実、および決算に関する情報など、いわゆる「経営情報」の開示については、MUTOHグループ行動規範において定めており、開示手続については、法定事実・発生事実・決算に関する情報の全てにおいて、情報取扱責任者は取締役会の承認を経て適時開示を行なうこととしています。

【コーポレート・ガバナンス体制：模式図】



【適時開示体制の概要：模式図】

情報の流れ **→** 経営情報 **- - -** 決算情報

